

静岡県人事委員会は、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則15-35

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（静岡県人事委員会規則15-3）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|------------|--------------------------------|------------|--|
| 別表第1 (略) | | 別表第1 (略) | |
| 任命権者 区分 | 団 体 名 | 任命権者 区分 | 団 体 名 |
| 知事 部局 | (略) 地方公共団体金融機構 全国知事会 | 知事 部局 | (略) 地方公共団体金融機構 <u>地方税共同機構</u> 全国知事会 |
| (略) | | (略) | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。